

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ (案)

(論点 8 日本語教育の調査研究の体制について)

1. はじめに ～日本語教育の調査に関する共通利用項目の意義～

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（以下「小委員会」という。）に設置された課題整理に関するワーキンググループが平成 25 年 2 月に取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の「論点 8 日本語教育の調査研究の体制について」では、文化庁が中心となって国立国語研究所、関係府省、自治体、社団法人日本語教育学会、大学等の協力を得て政策的に必要と考えられる調査研究を中長期的に実施していく必要があるとされた。

同報告を受け、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」では、調査研究を国、地方公共団体、その他の関係者でどのように連携協力しながら進めるか検討し、さらに平成 25 年 2 月の報告で示された 11 の論点を中心に調査を実施することが適切であるとされた。

それを受け、小委員会では、①外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるため、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について及び②関係各機関による日本語教育の調査に関する情報をより効果的に活用するための情報共有の取組について検討し、さらに③「論点 8 日本語教育の調査研究の体制について」で挙げられていた政策的に必要と考えられる調査・調査研究のテーマを踏まえ、地域における日本語教育の人材育成について調査を行った。

本中間まとめは、上記の①のうち、地方公共団体との連携・協力による調査方法の設計についてまとめたものである。

2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について

2. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義

文化庁では日本語教育の振興のため、昭和 42 年度より、日本語教育実態調査を行っているが、これは、日本語教育実施機関・団体等に対して行っているものであり、日本語教育を実施している機関数、教師数、学習者数等の基本的な数字を把握しているに過ぎず、外国人に対しての日本語能力や学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が充分に行えていないことから実施困難な状況である。そのため、日本語教育政策を推進していく上で基本的に必要な、日本語教育を必要とする外国人の数や日本語学習環境などについて把握できていない¹。

一方、都道府県や市区町村の中には、それぞれが策定している多文化共生推進プラン等の改定の検討材料とするため、域内に暮らす外国人に対して、日本語能力や日本語学習状況に関する調査を行っているところがあり、外国人の状況を知る上で貴重なものとなっている。ただし、各都道府県、市区町村によって調査項目などは異なるため、文化庁やそれぞれの地方公共団体が地域間の比較や全国的な傾向の把握を行うことは困難である。

そこで、小委員会では、地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるように、地方公共団体が実施する調査の項目の共通化について検討を行った。

検討に当たっては、国が依頼をしたとしても、各地方公共団体において既に実施している過去の調査結果等との経年比較が困難になる等の理由から、地方公共団体で行っている調査項目を完全に統一することは困難であること~~を考慮に配慮~~し、可能な範囲で利用してもらうことを前提とした。

小委員会で検討、作成した「日本語教育に関する調査~~（自治体等が実施）~~に関する共通利用項目~~（以下、「共通利用項目」という。）~~」については、文化庁において、共通利用項目が多く都道府県、市区町村で広く活用されるよう周知、広報に努めるとともに、それを活用した調査研究に関する情報の収集・分析を行

¹ 平成 24 年 7 月より、外国人（観光などの短期滞在者などは除く）にも住民基本台帳制度が活用されることとなった。外国人の場合、住民票には氏名や住所、年齢などのほか、国籍・地域、（中長期滞在者の場合は）在留資格等が記載されるが、その利用方法や範囲は住民基本台帳法によって定められている。文化庁が日本語能力や日本語学習状況等に関して調査を行う場合、閲覧項目は氏名、性別、住所、年齢に限られる（法令に基づく調査ではないため）。

うものとする。

また、分析結果から得られた各地域の状況の違い及び全国的な傾向などについては、広く公表し、文化庁における日本語教育施策に役立てることはもちろん、各地の日本語教育施策の企画立案の参考となるものとする。

2. ~~日本語教育の調査に関する共通利用項目の作成の観点、活用方法について~~

2. ~~1.2~~ 日本語教育に関する調査~~（自治体等が実施）~~に関する共通利用項目の作成の観点

- ・ 都道府県、政令指定都市等が実施している調査の継続性なども考慮に入れる必要があることから、調査に関する共通利用項目は、各都道府県・政令指定都市が実施した調査項目を収集し、それらを基に質問項目の汎用性と地域性、実用性、正当性、各都道府県等で行っている調査の継続性等の観点を踏まえ、作成している。

2. ~~2.3~~ 活用方法、活用の効果

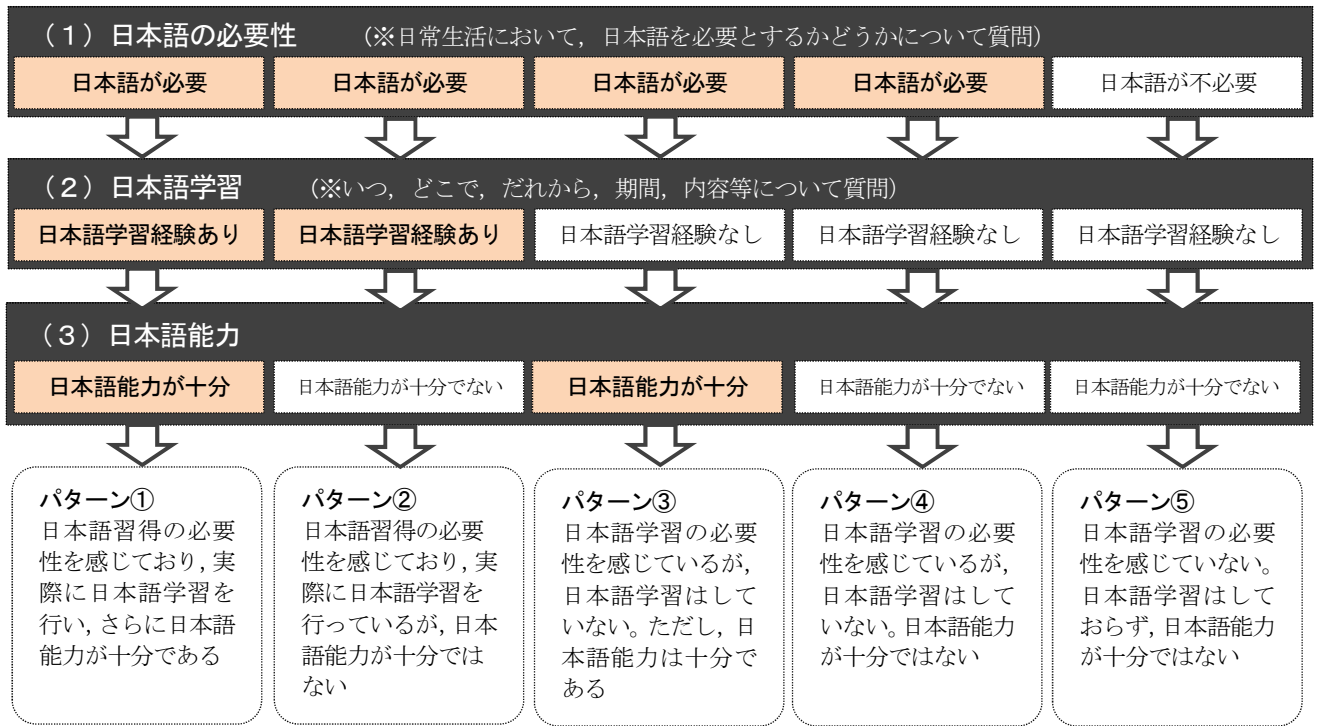
- ・ 各都道府県や政令指定都市、その他の地方公共団体等において、日本語教育に関する調査の共通利用項目をそのまま活用した場合、より効果的に地域間の比較、全国的な傾向の把握を行うことが可能となるが、調査の継続性や地域状況の違いなどを考慮する場合は、必要に応じ、加筆・修正を加えて活用することが期待される。
- ・ 文化庁は定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況及び調査結果について情報を収集し、**日本語教育コンテンツ共有システム等に掲載し**、発信する。日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用により、地域間の比較、全国的な傾向の把握を行うだけでなく、次ページの【図】で示す①～⑤のケースと（１）～（３）の項目の関係を整理し、日本語教育施策の企画立案に資することを目指す。
- ・ なお、文化庁では、当面、一般に公開される情報を収集するが、今後、**オープンデータ化の推進²等、個人情報が特定できない形等に調査の回答を加工・集約し、活用しようとするに関する取組³**、検討なども参考に、**一般に公開される情報以外に都道府県や政令指定都市からどういった情報を提供してもらったデータ**をどこまで統合することが可能か、**都道府県や政令指定都市等から提供してもらったデータをどこまで統合することが可能か**、**統合にはその場合**どういった統計的な処理が必要か、**都道府県や政令指定都市等からデータの提供を受けるためには**どういった手続きが必要か、そもそも十分な成果が見込めるか等について、都道府県、政令指定都市等や有識者と意見交換を行い、可能性等について引き続き検討を行う。

² 行政が保有するデータを二次利用が可能な形で公開すること。

³ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づき、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）が内閣に設置されており、オープンデータの推進等について同本部で開催する会議等で検討されている。

【図】日本語教育に関する調査（自治体等が実施）の共通利用項目で収集したい情報

- ・ (1) 日本語の必要性, (2) 日本語学習, (3) 日本語能力について情報を収集する。各項目に対する回答を以下の①～⑤のパターンに分けて, 分析・整理を行う。
- ・ 基本的には日本語学習に関する経験や取組などの行動面について聞く実態調査とする。が、学習者の日本語学習に関する意識面については日本語の必要性（ニーズ等）についてのみ, 項目に加え, 今後の施策を検討する際の参考とする。



3. 日本語教育の調査（自治体等が実施）に関する共通利用項目について

- ・ 都道府県, 政令指定都市及びその地域国際化協会が既に実施している調査の調査項目 (※参考資料 2 「日本語教育に関する調査（自治体等が実施）の項目について」参照) を参考に, 学習者の属性等に関する項目, 日本語学習に関する項目, 日本語能力に関する項目について, 以下のとおり, 調査に関する共通利用項目を作成した。

3. 1 学習者の属性等に関する項目について

問1 あなたの性別はどちらですか。

- ①男 ②女

問2 あなたの年齢は次のどれですか。

- ①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳
 ⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70歳～

問3 あなたの出身は次のどれですか。

- ①中国 ②韓国・朝鮮 ③フィリピン ④ブラジル ⑤ベトナム
 ⑥米国 ⑦ペルー ⑧タイ ⑨ネパール ⑩台湾 ⑪その他 ()

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。

- ①特別永住者 ②永住者 ③留学 ④技能実習 ⑤定住者 ⑥日本人の配偶者等
⑦家族滞在 ⑧人文知識・国際業務 ⑨技術 ⑩技能 ⑪特定活動
⑫永住者の配偶者等 ⑬その他

問4 あなたはどのくらい日本で生活していますか。

- ①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上～10年未満 ⑥10年以上～15年未満
⑦15年以上

問5 あなたはこれから、日本にどのくらい生活する予定ですか。

- ①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上 ⑥住み続ける ⑦考えていない

問6 仕事をしていますか

- ①している ②していない (今、探している) ③していない (探していない)

3. 2 日本語学習に関する項目

問1 あなたは、今、日本語を学んでいますか。

- ①学んでいる ②学んでいない (→問4へ)

問2 あなたは何のために日本語を学んでいますか。 (複数回答可)

- ①日本で生活していくために必要だから ②日本人との付き合いを広げるため
③仕事で必要だから ④よりいい条件の仕事を探すため

問3 あなたは今、どうやって日本語を学んでいますか。 (複数回答可)

- ①独学で (教科書やテレビ等) ②独学で (インターネットやアプリ等)
③無料の日本語教室で ④有料の日本語教室で ⑤家族から教わっている
⑥職場で教わっている ⑦友達 (日本人) から教わっている
⑧友達 (日本人以外) から教わっている ⑨その他

問4 ~~日本語を学びたいですか、そうではないですか。今、日本語を学んでいないのはなぜですか。~~

- ①日本語ができるので、学びたいとは思わない ~~必要がある~~
②日本語ができないが、母語で生活できるので学びたいとは思わない ~~学ぶ必要がある (家族や友人の通訳、母語で生活できる)~~
③日本語を学びたい (→問5へ) ~~が日本語教室がどこでいつあるか分からない~~
④学びたいが日本語教室に通うことができない

問5 ~~現在学んでいないのはなぜですか日本語教室に通っていないのはなぜですか。~~ (複数回答可)

- ①学ぶ方法が分からない ②育児のため、時間的余裕がない
③仕事のため、時間的余裕がない ④学びたいが、近くに日本語教室がない
⑤金銭的余裕がない ⑥自分に合った学習方法が近くにない
~~①仕事や家事で時間がない ②日本語教室が近くにない~~
~~③日本語教室の時間が合わない ④日本語教室の内容や教え方が合わない~~
~~⑤子供を預かってくれるところがない ⑥日本語を学ぶお金がない~~
~~⑦その他~~

問6 次のようなとき、あなたは日本語が不自由なために、困ったことがありますか。最近1年間に困った経験があるものを選んでください。(複数回答可)

- ①近所づきあいで ②電車やバスに乗るとき ③日常生活や買い物で
④役所の手続きで ⑤郵便局・銀行での手続きで ⑥仕事を探すとき
⑦仕事で ⑧病気になったとき ⑨学校の先生や職員と話するとき
⑩その他 ⑪困ったことはない

3. 3 日本語能力に関する項目

(案1)

自分の日本語はどのくらいできますか。~~レベルだと思えますか。~~

[話す] 1. よくできる 2. まあまあできる 3. 余りできない 4. ほとんどできない

[聞く] 1. よくできる 2. まあまあできる 3. 余りできない 4. ほとんどできない

[読む] 1. よくできる 2. まあまあできる 3. 余りできない 4. ほとんどできない

[書く] 1. よくできる 2. まあまあできる 3. 余りできない 4. ほとんどできない

(※ ほかに「不自由なく話せる／大体話せる／余り話せない／ほとんど話せない」や「全く困らない／ほとんど困らない／時々困る／いつも困る」など。)

(案2)

あなたは日本語がどのくらいできますか。

[聞く] 1. テレビのニュース、ドラマを聞き取れる

2. 相手の言うことが大体聞きとれる

3. 相手がゆっくり話せば聞きとれる

4. 単語だけ聞きとれる

5. ほとんど聞き取れない

[話す] 1. 自分の意見を問題なく話せる

2. 自分の言いたいことが大体話せる

3. 簡単な日常会話ができる

4. 決まった挨拶、単語なら言うことができる

5. ほとんど話せない

[読む] 1. 新聞や雑誌が読める

2. 漢字交じりの文章が大体読める

3. 簡単な漢字交じりの言葉が読める

4. 平仮名又は片仮名なら読める

5. ほとんど読めない

[書く] 1. 短い伝言、メモが書ける

2. 簡単な携帯メールが書ける

3. 住所が仮名で書ける

4. 名前が仮名で書ける

5. ほとんど書けない

(案3)

それぞれの場面で、自分の日本語はどのレベルだと思いますか。

①病気になるときに、病院で

- [聞く] 1. 医者の説明が聞き取れる
2. 医者説明が大体聞き取れる
3. 医者説明が少し聞き取れる (単語が聞き取れる)
4. ほとんど聞き取れない
- [話す] 1. 症状について詳しく話せる
2. 症状について大体話せる
3. 症状について少し話せる (単語が言える)
4. ほとんど話せない
- [読む] 1. 薬の説明書きが読める
2. 薬の説明書きが大体読める
3. 薬の説明書きが少し読める (回数などが読める)
4. ほとんど読めない
- [書く] 1. 問診票が書ける
2. 問診票が大体書ける
3. 問診票が少し書ける (住所と名前などが書ける)
4. ほとんど書けない

②公共料金の支払いで

- [読む] 1. 公共料金の請求書が読める
2. 公共料金の請求書が大体読める
3. 公共料金の請求書が少し読める (金額と期日等が読める)
4. ほとんど読めない

③買い物をするとき

- [聞く] 1. 買いたいものの売り場について聞き取れる
2. 買いたいものの売り場について大体聞き取れる
3. 買いたいものの売り場について少し聞き取れる (単語が聞き取れる)
4. ほとんど聞けない
- [話す] 1. 買いたいものについて説明できる
2. 買いたいものについて大体説明できる
3. 買いたいものについて少し説明できる (単語で言える)
4. ほとんど話せない
- [読む] 1. 店内の表示を読むことができる
2. 店内の表示を大体読むことができる
3. 店内の表示の少し読むことができる (単語が読める)
4. ほとんど読めない

④電車やバスに乗るとき

- [聞く] 1. 電車やバスの行き先について聞き取れる
2. 電車やバスの行き先について大体聞き取れる
3. 電車やバスの行き先について少し聞き取れる (単語が聞き取れる)
4. ほとんど聞けない

- [話す] 1. 行きたいところを説明できる
2. 行きたいところを大体説明できる
3. 行きたいところを少し説明できる（単語で言える）
4. ほとんど話せない

- [読む] 1. 路線図を読むことができる
2. 路線図を大体読むことができる
3. 路線図を少し読むことができる（目的地が読める）
4. ほとんど読めない

⑤子育てで

- [聞く] 1. 保健所で子育てサービスについて聞き取れる
2. 保健所で子育てサービスについて大体聞き取れる
3. 保健所で子育てサービスについて少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞けない

- [話す] 1. 子供の健康状態について説明できる
2. 子供の健康状態について大体説明できる
3. 子供の健康状態について少し説明できる（単語で言える）
4. ほとんど話せない

- [読む] 1. 健康診断の通知内容について読める
2. 健康診断の通知内容について大体読める
3. 健康診断の通知内容について少し読める（少し単語が分かる）
4. ほとんど読めない

- [書く] 1. 保健所で子育てサービスについて申込書が書ける
2. 保健所で子育てサービスについて申込書が大体書ける
3. 保健所で子育てサービスについて申込書が少し書ける（住所と名前等）
4. ほとんど書けない

⑥職場で

- [聞く] 1. 指示が聞き取れる
2. 指示が大体聞き取れる
3. 指示が少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞けない

- [話す] 1. 仕事の進捗状況について報告ができる
2. 仕事の進捗状況について大体報告ができる
3. 仕事の進捗状況について少し報告ができる（単語で言える）
4. ほとんど話せない

- [読む] 1. 作業指示書が読める
2. 作業指示書が大体読める
3. 作業指示書の少し読める（単語が読める）
4. ほとんど読めない

- [書く] 1. 仕事の報告書が書ける
2. 仕事の報告書が大体書ける
3. 仕事の報告書が少し書ける（単語で書ける）
4. ほとんど書けない

⑦近所づきあいで

- [聞く] 1. 自己紹介が聞き取れる
2. 自己紹介が大体聞き取れる
3. 自己紹介で少し聞き取れる (名前等)
4. ほとんど聞けない

- [話す] 1. 自己紹介ができる
2. 簡単な自己紹介ができる
3. 名前と出身が言える
4. ほとんど話せない

⑧役所の手続きで

- [聞く] 1. 手続きの内容について聞き取れる
2. 手続きの内容について大体聞き取れる
3. 手続きの内容について少し聞き取れる
4. ほとんど聞けない
- [話す] 1. 役所で要件を説明することができる
2. 役所で要件を大体説明することができる
3. 役所で要件を少し説明することができる (単語で言える)
4. ほとんど話せない

- [読む] 1. 役所からの手紙が読める
2. 役所からの手紙が大体読める
3. 役所からの手紙が少し読める (単語が分かる)
4. ほとんど読めない

- [書く] 1. 住民票などの申請に必要な書類が漢字交じりで書ける
2. 住民票などの申請に必要な書類が仮名で書ける
3. 住民票などの申請に必要な書類が名前と住所が仮名で書ける
4. ほとんど書けない

⑨地域で

- [聞く] 1. 自治会の集まりで話を聞き取れる
2. 自治会の集まりで話を大体聞き取れる
3. 自治会の集まりで話を少し聞き取れる (単語が分かる)
4. ほとんど聞けない
- [話す] 1. 自治会の集まりで意見を話すことができる
2. 自治会の集まりで意見を大体話すことができる
3. 自治体の集まりで意見を少し話すことができる (単語で言える)
4. ほとんど話せない

- [読む] 1. 回覧板が読むことができる
2. 回覧板を大体読むことができる
3. 回覧板を少し読むことができる (単語が読める)
4. ほとんど読めない

- [書く] 1. 自治会の行事等の参加申込書が漢字交じりで書ける
2. 自治会の行事等の参加申込書が仮名で書ける
3. 自治会の行事等の参加申込書が単語で書ける
4. ほとんど書けない

⑩郵便局の手続きで

- [聞く] 1. 利用できるサービスについて聞き取れる
2. 利用できるサービスについて大体聞き取れる
3. 利用できるサービスについて少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞けない
- [話す] 1. 利用したいサービスについて話せる
2. 利用したいサービスについて大体話せる
3. 利用したいサービスについて少し話せる（単語で言える）
4. ほとんど話せない
- [読む] 1. 不在配達通知を読むことができる
2. 不在配達通知を大体読むことができる
3. 不在配達通知の少し読むことができる（連絡先、期日が読める）
4. ほとんど読めない
- [書く] 1. 宅配便の伝票を漢字交じりで書くことができる
2. 宅配便の伝票を仮名で書くことができる
3. 宅配便の伝票の住所と名前を書くことができる
4. ほとんど書けない

4. 日本語教育に関する調査の情報共有、分析について

- 各都道府県、政令指定都市等が実施した調査や調査結果等について、文化庁が情報を収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載。

5. まとめ

- 日本語教育の調査研究については、日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用を推進するほか、日本語教育の調査に関する情報をより効果的に活用するための情報共有の取組や、実際に実施した調査の成果を確認し、改善を加えながら継続的に調査を実施し、調査結果を蓄積していくことが必要である。
- その際、蓄積した調査結果をいかに施策につなげていくかという観点から体制の在り方を検討することが必要である。
- 日本語教育に関する調査の共通利用項目は、当面、協力が可能な地方公共団体において利用されることを前提としているが、今後増加するであろう外国人の日本語教育に関するニーズなどを把握することは重要な施策であり、日本語教育を推進する上において欠かすことができない取組と考えている。
- そのためにも、本取組の意義について理解し、多くの地方公共団体の参加を得られるような環境を整えることが求められる。
- なお、今回、中間まとめにおいて提示した日本語教育に関する調査の共通利用項目は、案として示すものであり、今後、都道府県等へ意見を照会した上で、関係各所からの意見を踏まえ、本年度後期の小委員会において、さらに検討を行う予定としている。

○関係各機関による調査結果の分析、活用に関する連携・協力のイメージ図（案）

○日本教育に関する調査の共通利用項目

- ・各都道府県，政令指定都市等が実施する調査について，文化庁は共通利用項目の提示，必要に応じて，関係各機関の協力も得ながら各種調査に関する情報提供を実施。
- ・各都道府県，政令指定都市等が実施した調査結果を収集して整理・発信。

都道府県，政令指定都市等の地方公共団体（地域国際化協会を含む）

○調査を実施

情報共有
・意見交換

文化庁

○調査を実施
○調査に関する情報の収集と整理，発信（文化庁WEBサイト：NEWS等）

○日本語教育の調査に関する情報をより有効に活用するための情報共有

- ・関係各機関の取組状況や成果等について共有。

国立国語研究所，関係府省，日本語教育学会，大学，独立行政法人国際交流基金，自治体国際化協会等

○調査を実施

情報共有
・意見交換

情報共有
・意見交換

日本語教育推進会議（文化庁主催），外国人集住都市会議，多文化共生協議会等

※いずれも調査研究に特化した集まりではなく，広く日本語教育や多文化共生全般について情報共有・意見交換をするものであるが，その中で，調査についても情報共有・意見交換を実施。